

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

規 則

○産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則 (新産業振興課) 一

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に伴う職業能力開発校の入学選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則 (産業人材対策課) 一

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に伴う農業大学の寄宿舍料等の特例に関する規則の一部を改正する規則 (農業振興課) 一

教 育 委 員 会

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う県立高等学校及び県立中学校の入学選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則 二

○教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令 二

人 事 委 員 会

○人事委員会規則七・五十三(地域手当)の一部を改正する規則 二

○人事委員会の権限(地域手当)の一部委任 三

規 則

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十六号

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

産業技術総合センター条例施行規則(平成十一年宮城県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表表面観察の項の次に次のように加える。

放射能・放射線測定	濃度測定	一測定につき 一八、八〇〇円
-----------	------	----------------

附 則

この規則は、平成二十四年一月一日から施行する。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に伴う職業能力開発校の入学選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十七号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に伴う職業能力開発校の入学選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に伴う職業能力開発校の入学選抜手数料等の特例に関する規則(平成二十三年宮城県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

題名中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を「東日本大震災」に改める。

第一条中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を「東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下

同じ。)」に、「当該災害」を「東日本大震災」に改める。

第二条中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を「東日本大震災」に改める。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、題名の改正規定並びに第一条及び第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に伴う農業大学の寄宿舍料等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十八号

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

産業技術総合センター条例施行規則(平成十一年宮城県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に伴う農業大学の寄宿舎料等の特例に関する規則の一部を改正する規則

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に伴う農業大学の寄宿舎料等の特例に関する規則（平成二十三年宮城県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

題名中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を、「東日本大震災」に改める。

第一条中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を、「東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）」に、「当該災害」を、「東日本大震災」に改める。

第二条中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を、「東日本大震災」に改める。

附則第二項中、「平成二十四年三月三十一日」を、「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、題名の改正規定並びに第一条及び第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

教育委員会

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う県立高等学校及び県立中学校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二十八日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第十七号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う県立高等学校及び県立中学校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う県立高等学校及び県立中学校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則（平成二十三年宮城県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

題名中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」を、「東日本大震災」に改める。

第一条中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震（以下「今回の地震」という。）による災害」を、「東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第二条中、「今回の地震」を、「東日本大震災」に改める。

別記様式中「3 震災証明書等は、入学者選抜手数料の免除を強くよとすることを、不廻とする。」を削る。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、題名の改正規定並びに第一条及び第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第六号

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十八日

宮城県教育委員会

教育長 小林 伸一

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程（平成七年宮城県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

別表の三及び四の項の委任事項の欄中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」を、「東日本大震災」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

人事委員会

人事委員会規則七・五十三（地域手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊一

○人事委員会規則七・五十三・二十一

人事委員会規則七・五十三（地域手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員給与に関する条例（昭和三十三年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・五十三（地域手当）の一部を次のように改正する。

第九条第二号、第十条第一号及び第十二条第一号中、「から別表第四に掲げる地域又は官署」を、「に掲げる地域又は別表第二に掲げる官署」に改める。

第十四条中、「又は第十一条の五」を、「第十一条の五又は附則第三十四項」に改める。

附則第二項を次のように改める。

（読替え）

2 人事院規則九・四九（地域手当）附則第二条の規定が適用される間、第九条第二号、第十条第一

号及び第十二条第一項第一号の規定の適用については、「別表第一」とあるのは、「別表第一及び附則別表」とする。

附則に次の見出し及び四項を加える。

(特定警察官等に対する地域手当の支給の特例)

4 給与条例附則第三十四項の規則で定める職員は、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)による被害を受けたことに伴う警察の事務の増大に対処するため、人事交流等(人事委員会の定める場合に限る。)により給料表の適用を受ける職員となつた者とする。

5 警察庁の警察官又は皇宮護衛官から特定警察官等(給与条例附則第三十四項に規定する特定警察官等をいう。次項及び附則第七項において同じ。)となつた者に対する第九条第二号及び第十條第二号の規定の適用については、これらの規定中、「の国家公務員等」とあるのは、「の警察庁の警察官又は皇宮護衛官」と、第九条第二号中「国家公務員、給料表の適用を受けない地方公務員又は第一一条各号に掲げる職員(以下「国家公務員等」という。)であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員」とあるのは、「警察庁の警察官又は皇宮護衛官から特定警察官等(給与条例附則第三十四項に規定する特定警察官等をいう。)(と、第十条第二号中「国家公務員等であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員」とあるのは、「警察庁の警察官又は皇宮護衛官から特定警察官等(給与条例附則第三十四項に規定する特定警察官等をいう。)(と、第十条第二号中「国家公務員等であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員」とあるのは、「給料表の適用を受けない都道府県警察の警察官(以下「他の都道府県警察官」という。)(から特定警察官等(給与条例附則第三十四項に規定する特定警察官等をいう。)(と、」国家公務員等として人事院規則九・四九(地域手当)別表第一に掲げる地域又は別表第二に掲げる官署」とあるのは、「他の都道府県警察官として当該他の都道府県警察の警察官(以下「他の都道府県警察官」という。)(から特定警察官等(給与条例附則第三十四項に規定する特定警察官等をいう。)(と、」国家公務員等として人事院規則九・四九別表第一に掲げる地域又は別表第二に掲げる官署」とあるのは、「他の都道府県警察官として当該他の

都道府県警察官に対して支給されていた給与について定める条例による地域又は公署に係る地域手当(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四條第一項に規定する地域手当をいう。))が支給されることとされている地域又は公署」とする。

7 前三項に規定するもののほか、特定警察官等に対する地域手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○人事委員会告示第十一号

人事委員会の権限(地域手当)の一部委任

人事委員会は、人事委員会規則二・二(他の機関及び事務局長に対する権限の委任)に基づき、職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)及び人事委員会規則七・五十三(地域手当)に定める人事委員会の権限の一部の委任に関し、次のように決定した。

なお、平成十九年宮城県人事委員会告示第七号は、廃止する。

平成二十三年十二月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

一 受任者

宮城県人事委員会事務局長

二 委任する権限

(1) 給与条例第十一条の五第一項ただし書に規定する人事委員会の定める場合及び人事委員会が定めることとされている事項について定めること。

(2) 給与条例第十一条の五第二項ただし書に規定する人事委員会の定める場合及び人事委員会が定めることとされている事項について定めること。

(3) 給与条例附則第三十四項の表の第二号及び第三号に規定する人事委員会の定める場合、人事委員会の定める期間及び人事委員会の定める割合について定めること。

(4) 規則七・五十三第四条に規定する人事委員会が定めるものについて定めること。

(5) 規則七・五十三第三十一条第三号に規定する人事委員会が定める職員について定めること。

(6) 規則七・五十三附則第三項に規定する人事委員会が定めることとされている事項について定めること。

(7) 規則七・五十三附則第四項に規定する人事委員会が定める場合について定めること。

(8) 規則七・五十三附則第七項に規定する人事委員会が定めることとされている事項について定めること。

ること。

三 委任の効力の発生する日

平成二十三年十二月二十八日